

国の幼児教育・保育の無償化が 令和元年 10 月から 始まります

(1) 保育料

対象 新制度の幼稚園・認定こども園に通う、満3歳から小学校就学前までの
【1号認定】のお子さん 満3歳児は園則に定員等の定めのある園のみ対象

保護者負担額 毎月の保育料は全員「0円」(教育標準時間部分)

入園時納付金・制服代・バス代・給食費等、園が定めているものは、引続き、別途必要
なお、「保護者の年収が約360万円未満の世帯」または「小学3年生までの兄弟から数えて第3子以降」は、園で実費徴収している給食費(主食費+副食費)のうち、副食費相当分を免除(月額上限4,500円。ただし、給食実施日数等による)

(2) 幼稚園等の預かり保育【新2・3号認定】については、裏面をご覧ください

【1号認定】の申請

保育料について、既に【1号認定】を受けている場合、新たな申請は不要です。

問合せ先 墨田区 子ども・子育て支援部 子ども施設課 保育係 電話：03-5608-1583

本紙に掲載している内容は、墨田区民を対象とした内容であるため、墨田区外在住の方は、内容が異なる場合があります。詳しくは、お住まいの自治体にお問合せください。